

令和4年度第1回尾張旭市公共施設連絡会決定事項について（報告）

1 尾張旭市公共施設連絡会において協議した議題

施設の「運用にあたり留意する事項について（令和2年3月26日付1財号外）」（別紙1）の見直しについて

2 見直し理由

- (1) 令和4年9月26日以降、保健所による全新型コロナウイルス感染者の追跡調査が必要でなくなっている。
- (2) 令和4年11月14日現在の内閣官房による「新型コロナウイルス感染症対策業種別ガイドラインの見直しのポイント4-1 集客施設・イベント等における利用者等への対策」の中で、利用者等の入場時等の連絡先把握は必ずしも必要ではない。とされている。
- (3) 公共施設に調査をした結果、施設利用者に対して行う名簿の作成を業種別ガイドラインに従って廃止している施設が散見された。
- (4) コロナ対策については既に周知が進んでおり、業種別ガイドラインにおいても、コロナ対策の周知はホームページや掲示物等で行うこととしている。

3 連絡会としての決定内容

各公共施設での市民対応の水準を統一するため、施設利用者への名簿作成依頼関係を廃止する。

また、コロナ対策チラシの配布についても廃止する。（ホームページや掲示物等によるコロナ対策の周知は引続き行う。）

施設管理者関係の留意事項は、コロナ対策の一環として継続する。

4 新旧対照表

別紙2のとおり

1 財 号 外
令和2年3月26日

各課等の長 殿

財産経営課長 若 杉 直 樹

令和2年4月以降の公共施設の運用について（通知）

このことについて、令和2年3月25日に開催された第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、公共施設の運用については、原則、利用を再開することと決定したことを受け、同日に開催した令和元年度第2回尾張旭市公共施設施設長連絡会議で、下記の事項を決定しました。

つきましては、貴所属職員へ周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 利用を再開する施設
別紙1のとおり
- 2 開館時間を短縮し再開する施設
図書館（開館時間：午前9時から午後5時まで）
- 3 利用中止を継続する施設
子育て支援センター、老人いこいの家
- 4 運用にあたり留意する事項について
別紙2のとおり
- 5 尾張旭市新型コロナウイルス感染症対策本部での決定事項について
令和2年3月26日付け1健号外1総号外のとおり

担 当 財産経営課財産経営係（森重）
内 線 268

運用にあたり留意する事項について

通常業務を再開するが、下記の事項に留意の上、適切に運用する。

<施設利用者関係>

- 施設の利用許可にあたり、別添の施設利用者名簿（以下、「名簿」という。）の整備を条件とする。名簿は利用者が作成し、保管をすることとする。
- 施設の利用時に白紙の名簿を利用者に渡し、当日の参加者を記録してもらう。なお、名簿については、当施設において新型コロナウイルス感染者が発生した際、保健所等の関係機関からの協力依頼に応じるために必要であることを説明する。
- 名簿を渡す際に、併せて施設利用に伴う注意喚起チラシ（施設ごとに作成）を渡すなど、利用者へ協力を依頼する。
- 施設の利用許可を伴わない図書館においては、別添の利用者情報個票を活用するなどし、利用者に可能な範囲で協力を依頼する。
- 不特定多数が集まるような利用については許可しない。（名簿の作成ができない催し等）

<施設管理者関係>

- 定期的な換気を行うものとし、利用者にも協力を依頼する。
- 利用者が触れる機会の多い場所や備品（机・椅子・カウンター・ドアノブ等）は定期的に消毒を行う。
- アルコール消毒液を可能な範囲で各部屋に設置するとともに、利用者へ消毒を行うよう案内する。ただし、アルコール消毒液の入手が困難な状況等を鑑み、施設の実情に合わせ、各フロアに設置する、利用時に貸し出す等の対応も可とする。
- 貸し部屋のアルコール消毒については定期的に実施する。また、利用者に物品消毒用のアルコールを貸し出す等の対応も可とする。
- フリースペース等については、原則開放するものとする。ただし、机や椅子等を間引くなどし、密集しないよう対策するとともに、定期的なアルコール消毒、換気を実施する。

<その他>

- 名簿については、名簿を保管する利用者に対し、1か月を目途に保管していただいた後、適切な方法で処分してもらう。
- 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策関連のポスター等を掲示し、注意喚起を促す。

「運用にあたり留意する事項について」新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>通常業務を再開するが、下記の事項に留意の上、適切に運用する。</u></p> <p><u><施設利用者関係></u></p> <p>○ <u>施設の利用許可にあたり、別添の施設利用者名簿（以下、「名簿」という。）の整備を条件とする。名簿は利用者が作成し、保管をすることとする。</u></p> <p>○ <u>施設の利用時に白紙の名簿を利用者に渡し、当日の参加者を記録してもらう。なお、名簿については、当施設において新型コロナウイルス感染者が発生した際、保健所等の関係機関からの協力依頼に応じるために必要であることを説明する。</u></p> <p>○ <u>名簿を渡す際に、併せて施設利用に伴う注意喚起チラシ（施設ごとに作成）を渡すなど、利用者へ協力を依頼する。</u></p> <p>○ <u>施設の利用許可を伴わない図書館においては、別添の利用者情報個票を活用するなどし、利用者に可能な範囲で協力を依頼する。</u></p> <p>○ <u>不特定多数が集まるような利用については許可しない。（名簿の作成ができない催し等）</u></p> <p><u><施設管理者関係></u></p> <p>○ <u>定期的な換気を行うものとし、利用者にも協力を依頼する。</u></p> <p>○ <u>利用者が触れる機会の多い場所や備品（机・椅子・カウンター・ドアノブ等）は</u></p>	<p>_____下記の事項に留意の上、適切に運用する。</p> <p>(削除)</p> <p><u><施設管理者関係></u></p> <p>○ <u>定期的な換気を行うものとし、利用者にも協力を依頼する。</u></p> <p>○ <u>利用者が触れる機会の多い場所や備品（机・椅子・カウンター・ドアノブ等）は</u></p>

定期的に消毒を行う。

- アルコール消毒液を可能な範囲で各部屋に設置するとともに、利用者へ消毒を行うよう案内する。ただし、アルコール消毒液の入手が困難な状況等を鑑み、施設の実情に合わせ、各フロアに設置する、利用時に貸し出す等の対応も可とする。
- 貸し部屋のアルコール消毒については定期的に実施する。また、利用者に物品消毒用のアルコールを貸し出す等の対応も可とする。
- フリースペース等については、原則開放するものとする。ただし、机や椅子等を間引くなどし、密集しないよう対策するとともに、定期的なアルコール消毒、換気を実施する。

<その他>

- 名簿については、名簿を保管する利用者に対し、1か月を目途に保管していただいた後、適切な方法で処分してもらう。
- 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策関連のポスター等を掲示し、注意喚起を促す。

定期的に消毒を行う。

- アルコール消毒液を可能な範囲で各部屋に設置するとともに、利用者へ消毒を行うよう案内する。ただし、アルコール消毒液の入手が困難な状況等を鑑み、施設の実情に合わせ、各フロアに設置する、利用時に貸し出す等の対応も可とする。
- 貸し部屋のアルコール消毒については定期的に実施する。また、利用者に物品消毒用のアルコールを貸し出す等の対応も可とする。
- フリースペース等については、原則開放するものとする。ただし、机や椅子等を間引くなどし、密集しないよう対策するとともに、定期的なアルコール消毒、換気を実施する。

<その他>

(削除)

- 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策関連のポスター等を掲示し、注意喚起を促す。